



●「退職代行」って聞いたことありますか？

「退職代行」検索してみてください 笑えますよ（笑）

●どんな人が利用するのか？

会社を辞めたいけど 上司に言いづらい 申し訳なく感じる
引き留められて辞めさせてくれない… という労働者が利用しているそうです。

●どんなサービス？

代行業者が本人に代わって、本人の退職に必要な連絡を代行します。
退職が完了するまで、電話・メールにて回数無制限で対応します。

「大丈夫です！会社への連絡は代行業者が行うため、もう上司や会社の人と話す必要はございません。

退職代行会社が本人に代わって退職の意思や希望を会社に通知しますのでご安心ください！」

●費用は？ 3万円～5万円

●弁護士法違反

代行会社が労働者の代理人として交渉を行った場合、非弁行為に該当します。
最近では弁護士も代行会社に対抗して 退職代行サービスを行っているようです。

●退職の意思確認

代行会社から退職届が届いても会社側は送付されてきた「退職届」が「本人が退職の意思表示」をしたことを確認する必要があります。

本人へ連絡し、自署の退職届を改めて送ってもらうことをお勧めします。

又は「退職届を受理し、退職の意思を承認しました」と記載された「退職承認通知書」を本人へ通知する必要があります。＊普通郵便ではダメ！

本人と連絡がつかない場合は退職代行会社へ連絡し、「本人の意思に従って書かれた退職届なのかを確認できる資料をください。又は自署で書いた退職届を再送ください」と伝えましょう。

退職届と健康保険証や貸与物も一緒に郵送してもらいましょう。

●退職届の代理署名は無効です

本人以外が書いた退職届は無効です。当然、代行会社が作成した「退職届」も無効だし、親や配偶者などが書いた退職届も無効になります。

後になって、本人が「自分は退職したつもりはない」と退職を覆し、「解雇」されたと言い出したら 会社は負けます。

退職届は本人から書面でもらうようにしましょう！＊予防策



●資格取得費用返還

会社が社員の「資格取得費用」を負担することがあります。

その資格が仕事で『会社の利益になる』ということを見越しての『投資』です。しかし、『資格取得後、すぐに退職してしまう』と会社にとっては、損になります。そこで、退職に際し資格取得費用を返還するルールが設定されていることが多いと思いますが、この「返還方法」のやり方を間違えると、『無効』となる可能性がありますので注意点を抑えておきましょう。

●資格取得費用返還が認められるための条件

裁判所は 明確な返還合意があれば、返還を認めるとしています。

1. 資格費用相当額を社員に貸付ける（立替える）形にする。（金銭消費貸借契約）
2. 資格取得終了後一定期間勤務したら返済義務を免除する。（これを『免除特約付金銭消費貸借契約』という）

●【資格取得費用返還合意書作成に関する注意点】

1. 資格取得費用に業務性がないこと
2. 資格取得参加の自発性・自由な意思
3. 資格取得費用返還の自発性
4. 費用返還の範囲が本来本人が負担すべき範囲に限定されていること
5. 返還免除までの期間を強制的に拘束していないこと
免除期間は、3年以内が適切で最長でも5年間にとどめることをお勧めします。

●労基法の定める損害賠償の予定となり違法ではないのか？

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。と労基法に定めがあります。

裁判所は、労働者の自由意思を不当に拘束し、労働関係の継続を強要するものかどうかで違法の判断をすべきである。としています。↓ご確認ください。

- 労働者に対し雇用関係の継続を不当に強要していない。
- 退職の自由を不当に制限していない。

●まとめ

トラブル防止のためには、資格取得後の早期退職の場合における資格取得費用の返還範囲・返還方法に関する明確かつ合理的な合意書を整備し、研修に参加させる際に、自由な意思による自発的な申込であることを申込書などで確認させておくことが予防になります。